第八十四条を次のように改める。

（新幹線鉄道の建設に係る不動産の所有権の移転登記等の免税）

第八十四条　特定建設線（全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。）の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が、同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けた当該特定建設線の工事実施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する土地の所有権若しくは地上権の取得又は建物の建築をする場合には、当該土地の所有権の移転若しくは地上権の設定の登記又は当該建物の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得又は建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十四条の二中「附則第二条第一項」を「（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第八十四条の三第五項を削る。

第八十七条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「第二十三条」の下に「の規定」を加え、同項第二号中「五十万円」を「六十万円」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「一万五百円」を「一万千円」に改める。

第九十条の三の三第一項、第九十条の三の四第一項及び第九十条の六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の六の二第一項中「この条において「石油調製品等」」を「この条及び次条第一項において「石油調製品等」」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（非製品ガスに係る石油石炭税の還付）

第九十条の六の三　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業者（以下この条において「石油精製業者」という。）が、平成二十九年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場（同法第二十六条の規定による届出がされた製造場に限る。）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において課税済みの原料（課税済みの原油等又は石油調製品等その他政令で定めるもので石油石炭税課税済みのものをいう。以下この条において同じ。）から非製品ガス（関税定率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、同表第二七一一・一二号に掲げるプロパン、同表第二七一一・一三号に掲げるブタンその他政令で定めるものの製造に伴い副次的に製造される同表第二七一一・二九号に掲げるその他のものであつて、販売（販売以外の授与を含む。）の用に供するもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）を製造した場合には、政令で定めるところにより、その課税済みの原料から製造された非製品ガスにつき、当該課税済みの原料に係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油精製業者に（当該石油精製業者が、当該非製品ガスの原料となつた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油精製業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油精製業者に）還付する。

2　税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する製造場が非製品ガスの数量を適正に計測できない製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3　税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、課税済みの原料をその他の物品と区分して蔵置すべきことを命ずることができる。

4　石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油精製業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する石油精製業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する非製品ガスで当該製造場において製造されたものの製造又は移出」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）とあるのは「非製品ガス（租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する非製品ガス）」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「非製品ガス」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等の取引」とあるのは「非製品ガスの製造」と読み替えるものとする。

5　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の石油精製業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を適用する。

6　第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第九十条の七第一項中「第九十条の六第一項」の下に「、第九十条の六の二第一項」を加え、同条第三項第七号中「前条第三項」を「第九十条の六の二第三項」に改める。

第九十条の八中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の八の二第一項中「又は久米島」を「若しくは久米島」に改め、「（昭和二十九年法律第百八十九号）」を削り、「「航空機」という。）」の下に「又は沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機」を加え、「沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島」を「沖縄県の区域内」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「路線を除く」を「路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「第十一条」の下に「の規定」を加え、同条第二項から第六項までの規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一の三第一項中「平成二十四年五月一日以後」を「平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間」に改め、「、当分の間」を削り、同項第二号イ(1)及び(2)中「一万円」を「一万八百円」に改め、同号イ(3)中「七千六百円」を「七千八百円」に改め、同号ロ(1)及び(2)中「五千円」を「五千四百円」に改め、同号ロ(3)及び(4)中「三千八百円」を「三千九百円」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　平成二十八年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（前条の規定の適用がある検査自動車並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。